

改正

平成16年 7 月30日規則第47号
平成18年 7 月24日規則第68号
平成26年 3 月31日規則第28号
平成28年 3 月18日規則第12号
平成29年 3 月31日規則第19号
平成31年 3 月29日規則第28号
令和 3 年 3 月26日規則第23号
令和 5 年 3 月31日規則第20号
令和 5 年 3 月31日規則第25号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
 - (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
 - (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (運用委員会の組織等)

第3条 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、商工労働部ものづくり振興課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(研究室及び実証室の利用基準)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する個人又は法人若しくは法人格のない団体を構成する者であること。
 - イ 一定以上の技術力を有し、研究開発成果の企業化を積極的に指向するもの
 - ロ 県、大学、国公立試験研究機関等と共同研究を行うもの
 - ハ 研究室等の利用者が行う研究開発を支援するもの
- (2) 研究室等で行う研究又は技術開発は、バイオテクノロジー等を活用した健康に関する食品等の分野に関するものであること。
(利用者の負担する費用)

第5条 条例第16条第6項の規定により利用者が負担する費用は、研究室等において利用する次に掲げる費用とする。ただし、第1号の費用にあつては、知事が利用者に負担させることが不適当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水せんその他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用
 - (2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の利用に要する費用
 - (3) 警備に要する費用
 - (4) 廃棄物及び廃液の保管並びに処理その他環境衛生の保持に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用
- 2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難しいときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。
(身分を示す証明書)

第6条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第2号様式）によるものとする。
(事業報告書)

第7条 条例第23条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) センターの利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(附属設備等の利用料金の基準額)

第8条 条例別表の2の表及び3の表に規定する知事が定める額は、別表のとおりとする。
(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月30日規則第47号）

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成18年7月24日規則第68号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第46号）附則第4項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、改正後の第2条の規定の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第28号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第19号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第28号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行

する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日規則第 23 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 20 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 25 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

1 附属設備利用料金

区分	品名	単位	基準額
研修室等	液晶プロジェクター	一式 1 時間 につき	1,280円
	アンプ	同	500円
	ワイヤレスマイク	同	400円
会議室等	第 1 会議室冷房設備	1 時間につ き	400円
	第 2 会議室冷房設備		290円
	第 3 会議室冷房設備		450円
	小会議室冷房設備		80円
	研修室冷房設備		710円

2 機械器具利用料金

区分	品名	単位	基準額
分析機器室等	自動細胞解析装置	一式 1 時間 につき	3,010円
	蛍光マイクロプレートリーダー	同	330円
	可視・紫外分光光度計	同	170円
	蛍光分光光度計	同	620円
	高速液体クロマトグラフ	同	940円
	タンデム型質量分析装置	同	3,090円
	G C－質量分析装置	同	1,260円
	F T－赤外分光光度計	同	580円
	遠心分離器	同	350円
	純水・超純水製造装置	同	290円
	製氷器	同	160円
	DNAシーケンサー	同	3,020円
	蛍光イメージスキャナー	同	170円
	バイオアナライザー	同	710円
	核磁気共鳴装置	同	4,020円
	飛行時間型タンデム質量分析装置	同	7,340円
	液体クロマト四重極質量分析装置	同	5,830円
	円二色性分散計	同	2,890円
	光散乱検出高速液体クロマトグラフ	同	1,890円
	旋光計	同	670円
	試験研究用凍結乾燥機	同	250円
	クリーンベンチ	同	220円
	オートクレーブ	同	240円
	アミノ酸分析装置	同	850円
	蛍光顕微鏡	同	710円

	分取高速液体クロマトグラフ	同	640円
	キャピラリー電気泳動装置	同	600円
	水分活性測定装置	同	260円
	リアルタイムPCR	同	240円
	レオメーター	同	220円
	超高速液体クロマトグラフ	同	1,110円
	走査型電子顕微鏡	同	420円
実証室	粗粉粉碎機	同	460円
	微粒粉碎機	同	830円
	滅菌装置	同	1,580円
	打錠試験機	同	1,740円
	ニーダー	同	590円
	顆粒機	同	780円
	培養タンク	同	1,520円
	ディスク型遠心分離器	同	1,660円
	実証用凍結乾燥機	同	3,960円
	ドラム式製麹装置	同	2,350円
	ジャーファーマンター(90リットル)	同	2,320円
	ジャーファーマンター(600リットル)	同	1,040円
	小型凍結乾燥機	同	1,510円
	送風定温乾燥機	同	110円
	冷却水循環装置	同	50円
	液体充填機	同	360円
	X線異物検出機	同	320円
	低温乾燥機	同	270円
	データロガー	同	190円
	電解水生成装置	同	20円
	粉体殺菌装置	同	2,980円
	超高温液体加熱処理装置	同	1,550円
	粉碎器	同	570円
	粉末自動充填機	同	430円
	回転ドラム乾燥機	同	230円
	乳化分散機	同	230円
	急速冷凍装置	同	140円

沖縄県知事 殿

申請者 所 在 地

団 体 の 名 称

代表者の氏名

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

(表)

身 分 証 明 書	
写 真 契 印	指定管理者名 氏 名 生年月日 年 月 日生
上記の者は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定による立入り等に従事する者であることを証明する。 年 月 日 沖縄県知事	

(裏)

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する
条例（抜粋）

（立入り等）

第20条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、センターの管理業務に従事する者に、第11条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。